

高齢者のインフルエンザ 予防接種が広域化されます!

公費助成がある65歳以上の高齢者を対象とした「インフルエンザ予防接種」は、これまで、原則、お住まいの市町にある医療機関でしか受けられませんでした。平成18年10月1日から、唐津市、鳥栖市、多久市、小城市、川副町、東与賀町、久保田町、玄海町の4市・4町にお住まいの高齢者の方は、予防接種を実施している県内すべての医療機関で、公費負担の「インフルエンザ予防接種」を受けることができることになりました。これは、接種機会の拡大等を目的に、医師会、県、市町等で協議し実現したもので、今後、参加市町の拡大や他の予防接種への対象拡大を目指すこととしています。なお、上記市町以外にお住まいの方は、これまで通り、お住まいの市町内医療機関等で接種を受けてください。

■平成18年度高齢者インフルエンザ予防接種広域化実施市町



予防接種広域化の概要

◎実施市町

唐津市、鳥栖市、多久市、小城市、川副町、東与賀町、久保田町、玄海町。

※上記市町にお住まいの高齢者の方は、予防接種を実施している県内すべての医療機関で、公費負担の「インフルエンザ予防接種」を受けることができます。上記市町以外にお住まいの方は、これまで通り、お住まいの市町内医療機関等で接種を受けてください。

◎対象予防接種

公費負担のインフルエンザ(下記対象者参照)

◎接種期間・利用手続

① 平成18年10月1日(日)～平成18年12月31日(日)

② 1週間程度前までに直接医療機関へ電話等で予約する。

③ 実施市町の対象者が住所地以外の市町にある医療機関で接種を希望する場合は、住所地の市町からあらかじめ予診票等を受け取り、持参のうえ接種を受ける。

◎対象者

65歳以上の者(又は60歳以上65歳未満の者)であって、心臓、じん臓又は、呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方。ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級程度)。

※対象者が自らの意思で接種を希望する場合に限り、接種を行うことができます。

◎今後の取り組み

現在は、4市・4町にお住まいの高齢者を対象とした公費負担の「インフルエンザ予防接種」のみが対象となっておりますが、接種機会の拡大と、かかりつけ医による安全な予防接種の推進のため、対象市町の拡大と対象予防接種の拡大(乳幼児向けの風しんやジフテリア予防接種など)を目指します。

